

J A M 政策NEWS

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

労働基準法改正法案審議開始

5月23日より、衆議院厚生労働委員会で、労働基準法改正法案の審議が始まりました。

委員会では、労働者が解雇され裁判に至った場合の「立証責任」が審議の焦点になりました。

グレーであれば労働者敗訴

労働基準局長重大発言

立証責任について、民主党の城島議員・鍵田議員が質疑に立ち、鍵田議員は最近の労働行政が受け身であることを厳しく批判しました。また、松崎労働基準局長は、城島議員の質疑に対し、裁判の立証責任問題で「裁判官の心証がグレーであれば、労働者は敗訴する。」という重大発言をしました。

【城島議員】

政府原案は「解雇権濫用法理」をそのまま法文化したというが、この法理の要は、実務上立証責任を使用者に負わせていること。しかし、政府原案では立証責任は労働者に課されることになってしまい、後退である。使用者に立証責任があることを明文化しなければ、そのまま法文化したことになる。裁判官が心証形成できず、グレーであった時には、敗訴するのは労働者が使用者か。

【労働基準局長】

政府原案の文章でもわれわれは今の裁判実務を変えるつもりで作ったのではない。もしグレーであれば、労働者は敗訴する。

【鍵田議員】

立法者意思は本当に裁判所が重要な参考資料として参照するのか。

【法務省民事局長】

立法者意思を法律条文解釈の際に参考資料にするというのは、一般的に広く知られている考え方である。

【鍵田議員】

それでは証明したとはいえない。

この他、野党議員より、解雇事由が明らかにされていないことや法案の修正を求める質疑がありましたが、厚生労働大臣は「根幹に係わるルールは明記した」と回答するにとどまり、労働基準局長は修正なしの態度でした。

野党4党、修正案提出か？

民主党は、労働基準法改正法案に対する修正案要綱をまとめました。現在、4野党共同で修正案を提出するかどうか、調整を行っています。

<民主党の修正案要綱>

1. 有期労働契約
期間の定めのある労働契約の契約期間の上限の延長に係る改正を行わないものとする。
2. 解雇
使用者は、この法律または他の法律の規定によりその使用する労働者の解雇に関する権利が制限されている場合以外の場合であっても、労働者を解雇することにつき、客観的に合理的な理由があり、かつ、当該解雇が社会通念上相当と認められるものであるときでなければ、労働者を解雇することができないものとする。
3. 就業規則で定める解雇事由によらない解雇の規制
使用者は、就業規則で定める解雇の事由に該当する事実がなければ、労働者を解雇することができないものとする。
4. その他
その他所要の規定の整備を行うものとする。

今後のスケジュール

衆議院厚生労働委員会は、毎週水曜日と金曜日に審議がおこなわれます。

また連合は、5月29日、東京で「労働法制改悪反対5.29中央集会」を開催します。